

令和 5 年 8 月 2 4 日 (木)  
第 1 回行政改革推進委員会

## 使用料・手数料の見直しについて

「令和 4 年度大崎市使用料・手数料見直し基本方針」に基づき、本市の使用料及び手数料について改定を行う。

### 1 概況

- (ア)使用料・手数料については、3 年に一度の見直しを原則としており、前回の改定時期は平成 3 0 年度。
- (イ)「施設に係る使用料」又は「役務の提供に係る手数料」については、基本方針に基づく調書を各課で作成。原価計算（コスト計算）による料金の算出を原則としている。
- (ウ)前回の改正では消費税 8 パーセントでの算定であったことから、今回の改正では 10 パーセントで算定している。
- (エ)急激な料金上昇を防ぐために、限度額を現行料金の 1. 5 倍に設定。
- (オ)コスト計算における減価償却費の算出については、取得金額の 1 割を残存価格として設定していたが、税法も見直されていることから、残存価格は 0 円で再積算を行った。
- (カ)通常のコスト計算による算出が困難であり、他の計算方法による算出の方が合理性があると認められるものについては、別の算出方法とした。
- (キ)県内外の類似施設との料金比較を行い、コスト計算上の額が高額になっているものについては事務局案を示し、関係課と調整を図った。
- (ク)指定管理施設については、各担当課が指定管理者の意見も参考とし、それらも踏まえた使用料とした。
- (ケ)見直し対象件数は 798 件(項目)。見直しを実施したものの平均改定率は、11 パーセントとなった。また、料金が上昇した件数は 273 件（項目）であった。

## 2 公の施設の使用料について

公の施設の料金改定は、対象となる施設ごとに次のとおりとなった。

○施設類型ごとの平均改定率

施設類型	施設数	料金区分 項目数	使用料の 平均改定率
①集会所・コミュニティ施設	40 (40)	56 (56)	3 (3) %
②保健福祉施設	10 (10)	55 (54)	17 (17) %
③産業施設	19 (19)	59 (52)	19 (22) %
④公園等施設	21 (21)	58 (56)	10 (10) %
⑤駐車場・駐輪場	24 (26)	30 (32)	1 (9) %
⑥教育施設 (公民館)	30 (30)	170 (163)	12 (9) %
⑦教育施設 (体育施設)	33 (33)	173 (182)	14 (18) %
⑧教育施設 (文化施設)	10 (9)	116 (116)	1 (10) %
⑨その他施設	5 (5)	47 (38)	19 (28) %

※1 件(項目)とは、条例又は施設内における使用料の徴収を規定している項目を指す。

※2 平均改定率は、廃止等により料金を徴収しなくなるものについては除外している。

### ① 集会所・コミュニティ施設

(ア) 施設の老朽化が進んでおり、コスト計算における行政コストは低い傾向。

(イ) 施設毎に料金の取り扱いが異なっていた全館(貸切)の区分を廃止し、施設を貸切って利用する場合は、研修室や調理室等の利用料金の合計額とすることに改めた。

(ウ) 平均改定率は3パーセント。

### ② 保健福祉施設

(ア) 10施設中5施設において利用料金が增加。

(イ) 平均改定率17パーセント。

### ③ 産業施設

(ア) 産業振興施設，産業伝承施設，観光施設などが対象であり，見学科，入館料などの一般的な施設利用と，地場産品を販売する場の提供などの貸館機能を有する施設に大別される。

(イ) 多くの施設においてコスト計算による料金設定としているが，一部観光施設においては，指定管理者側の意見も参考にした料金設定としている。

(ウ) 平均改定率は 19 パーセント。

### ④ 公園等施設

(ア) 公園内に設置されたグラウンドなどの施設の利用，公園内で行う販売などの行為について利用料金を徴収。

(イ) ほとんどの施設がコスト計算による料金設定としている。ただし，一部施設については近隣施設との比較を行い，現行の料金の維持となっている。

(ウ) 平均改定率は 10 パーセント。

### ⑤ 駐車場・駐輪場

(ア) 駐車場は近隣民間施設の料金と均衡を図ることも考慮に入れる必要があると判断し，行政コストの算出は実施したものの，据え置きとしたものもある。

(イ) 観光シーズンに駐車料金を徴する駐車場については，コスト計算上は利用料金が上昇する結果であったが，近隣比較との比較や指定管理者側の意見も参考にした料金設定となっている。

(ウ) 平均改定率は 1 パーセント。

### ⑥ 教育施設（公民館）

(ア) すべての施設でコスト計算による料金設定となっている。

(イ) 平均改定率は 12 パーセント。

⑦ 教育施設（体育施設）

(ア) 面積を有する施設が多いことから、行政コストが高めに算出されている。

(イ) ほとんどの施設がコスト計算による料金設定としている。ただし、一部施設については近隣施設との比較を行い、金額を調整している。

(ウ) 平均改定率は 14 パーセント。

⑧ 教育施設（文化施設）

(ア) 施設の老朽化が進んでおり、行政コストが低く算出され、結果的に現行料金据置となっている。

(イ) 多くの施設においてコスト計算による料金設定としているが、一部施設においては、指定管理者側の意見も参考にした料金設定としている。

(ウ) 平均改定率は 1 パーセント。

⑨ その他施設

(ア) オニコウベスキー場、市有鳴子源泉等をその他施設として分類。

(イ) スキー場は面積が広大なため、行政コストが高く算出されている。県内類似施設等の料金比較を行い、また、指定管理者側からの意見も参考とした使用料としている。

(ウ) 市有鳴子源泉については、収支の不足額を使用料で補えるように額を調整した。

(エ) 平均改定率は 19 パーセント。

### 3 手数料について

手数料については、対象件数は34となった。住民票等の手数料で行政コストを算定したところ、県内自治体の中でも突出した料金算出となった。しかし、申請者にとって他に代替するサービスが無く、一定の公的負担も必要との判断から、近隣自治体の状況も勘案し、現行料金のまま据え置くこととした。

	件（項目）数	改定率
手数料（証明書等）	34	0%

なお、標準手数料を勘案して手数料を決定するものについての対応は、政令等の公布の情報などの把握に努めながら、改正時期に遅れることのないように改定を行うものとする。

また、建築基準関係の手数料については、特定行政庁が業務執行上で扱う申請及び許可等の事務手数料について、国・県の動向を踏まえながら改定を実施する。

### 4 減免の調整

《社会教育団体の減免》

施設区分	現行	改定後
①公民館	100/100	50/100
②文化施設	50/100	50/100
③体育施設	70/100	50/100

※1 学校部活動の地域移行の動きに合わせて、中学生以下で構成される社会教育団体（スポーツ少年団等）が利用す

る場合は100/100減免とする。なお、現行もスポーツ少年団は100/100減免。

※2 社会教育施設以外の同様の規定がある施設についても、統一した改定とする。

令和3年度、4年度の実績を基に算出。社会教育関係団体を現行の100/100から50/100減免とした場合の影響額はおよそ600万円程度と見込まれる。

## 5 端数調整

コスト計算結果により端数（10 円）が生じる場合に、窓口での作業負担軽減等のために 100 円単位に調整する場合や、今後のインボイス対応のためにあらかじめ端数調整が必要となる場合には、必要な端数調整を行った。

## 6 その他

今後、改定料金については、施行日を令和 6 年 4 月として関係条例の改正条例を作成し、令和 5 年 1 2 月の定例議会に上程する。